

暮らしのお知らせ

住宅の改修工事で

固定資産税の減額

次の改修工事を行った住宅(居住部分の面積が2分の1以上)は、工事が完了した翌年の固定資産税が減額になる場合があります。

すでに工事が完了していても申告できますが、原則として工事完了後3カ月以内に申告してください。なお、都市計画税は減額対象ではありません。

バリアフリー改修工事

対象Ⅱ次の全てに当てはまる工事が新築された日から10年以上経過した住宅(賃貸住宅を除く)に対して行ったもの

○65歳以上の人、要介護・要支援認定を受けた人、障がいのある人のいずれかが居住する住宅に対して行ったもの

○改修後の床面積が50㎡280平方メートルのもの

○補助金額などを除く自己負担額が50万円を超えるもの

減額率Ⅱ3分の1(床面積100

平方メートル分まで)

省エネ改修工事

対象Ⅱ次の全てに当てはまる工事が平成26年4月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)に対して行ったもの

○窓の断熱改修工事や太陽光発電などの設置工事

○改修後の床面積が50㎡280平方メートルのもの

○補助金額などを除く自己負担額が断熱改修工事のみで60万円を超えるもの、または断熱改修工事が50万円を超えるもので太陽光発電などの設置工事と合わせて60万円を超えるもの

減額率Ⅱ3分の1(長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2、床面積120平方メートル分まで)

住宅耐震改修工事

対象Ⅱ次の全てに当てはまる工事が昭和57年1月1日以前から所在

する住宅に対して行ったもの

○建築基準法に基づく耐震基準に適合するよう行ったもの

○工事費用が50万円を超えるもの

減額率Ⅱ2分の1(長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2、床面積120平方メートル分まで)

マンション長寿命化工事

対象Ⅱ次の全てに当てはまる工事が居住用専有部分があり、新築された日から20年以上が経過した、総戸数10戸以上のマンションに対して行ったもの

○外壁塗装等工事・床防水工事・屋根防水工事の全てを、同一の請負契約の中で実施するなど、一体として行ったもの

○過去に大規模修繕工事を適切に実施していて、2回目以降の大規模修繕工事を令和5年4月1日～7年3月31日の間に完了している

○建築住宅課から助言・指導を受け、一定の基準に適合する長期修繕計画を作成している。または適合する計画への見直しを行っている

減額率Ⅱ3分の1(1戸当たり床

面積100平方メートル分まで)

※工事内容により提出書類などが異なります。くわしくは資産税課(☎20・1514)または市ホームページ(<https://www.city-narita.chiba.jp/kurashi/page/092800.html>)<。

分別の徹底を

リチウムイオン電池の廃棄

可燃ごみとして出された家電製品が原因と思われる発火事故が発生しました。

リチウムイオン電池を含む電化製品を分別せずに廃棄すると、収集車や処理施設、周辺の住宅に被害が及ぶだけではなく、作業員などの人の命に関わる重大な事故につながる恐れがあります。

ごみとして出す時は、リサイクル回収協力店に持ち込むか、必ず電源が入らない状態に放電してから金物・陶磁器・ガラス類(黄色の指定袋)として出してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

情報をお寄せください

身近な生き物・湧き水

市では、令和7年度にかけて、市全域で動植物生息状況調査を行います。

その一環として、田んぼや水路などの身近な所に生息しているドジョウ・メダカ・ホタル・カエルなどの生き物や湧き水の情報を募集します。

専用フォーム(<https://logoform.jp/F/ORzt>)から情報をお寄せください。



※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。



身近な生き物の情報提供を

7月16日～31日に実施

水稻の薬剤散布

水稻をイモチ病・紋枯病などの病気から守り、良質な米を作るため無人航空機による薬剤散布を実施します。

対象地区と期日

- 下総地区：7月16日(火)・29日(月)
 - 大栄地区：7月18日(木)・31日(水)
 - 成田地区：7月20日(土)・23日(火)
 - 作業時間：午前5時～11時ごろ
- なお、雨天や強風の場合は順延します。

薬剤散布による被害の防止には極力配慮しますが、次のことに注意してください。

○散布時間は通勤・通学の時間帯と重なる場合があるため、区内の水田周辺の通行や駐車をなるべく避ける

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています

5月16日(木)～31日(金)

- 16日 高齢者クラブ連合会クラブ大会総会
成田空港圏自治体連絡協議会総会
- 17日 成田空港活用協議会総会
- 18日 利根川水系連合・総合水防演習
- 19日 区長会総会
首都圏中央連絡自動車道建設促進期成同盟会総会
- 20日 印旛沼環境基金理事会
印旛郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会
北千葉道路建設促進期成同盟会総会
- 21日 ユネスコ協会総会
- 23日 全国公設地方卸売市場協議会総会
酪農組合総会
- 24日 統計研究会総会
防火協会総会表彰式
成田伝統芸能まつり春の陣
- 25日 成田空港騒音対策地域連絡協議会常任理事・監事会議
成田市×うなり星フレンドリー協定締結式
- 26日 聴覚障害者協会総会
- 27日 新設松崎保育園開園式
- 28日 なりた環境ネットワーク総会
成田空港対策協議会総会
- 30日 成田空港周辺地域振興連絡協議会総会
道路整備促進期成同盟会千葉県連合協議会総会
- 31日 危険物安全協会総会表彰式



開園式であいさつ(27日)

○洗濯物や寝具は屋外に干さないようにし、小動物を入れている籠などはカバーを掛ける

○薬剤がかかった時は水で洗い落とす。心配な場合は農政課へ相談する

田赤十字病院(☎22・2311)へ相談する

※くわしくは同課へ。

危険な暑さから身を守るために

クーリングシエルター

市では、熱中症特別警戒アラートが発表された時に、危険な暑さから避難できる「クーリングシエルター(指定暑熱避難施設)」として次の施設を指定し、開放しています。

開放施設：市役所、大栄支所、保健福祉館、中央・下総・大栄公

民館、市立図書館、中郷ふるさと交流館、赤坂ふれあいセンター、男女共同参画センター、三里塚御料牧場記念館、下総歴史民俗資料館、成田観光館、ま

ちかどふれあい館

協力施設を募集

クーリングシエルターとして市民を受け入れる店舗や事業所などを募集しています。協力施設は市ホームページ(https://www.city.naria.chiba.jp/environment/page0126_00099.html)で公開します。

応募方法：同ホームページにある

申出書を直接・郵送・Eメールのいずれかで環境計画課(市役所5階 〒286・8585 花崎町760 Eメール kankei@city.naria.chiba.jp)へ。

※くわしくは同課 ☎20・1533へ。

運転する際は注意して

ドライバーの義務

車両には、交差点や横断歩道の安全進行義務があります。交差点に入る時は、状況に応じて安全な速度と方法で進行しましょう。

また、横断歩道を通過する時は、停止線の直前で停止できるように速度で進行し、横断しようとする歩行者などがある場合は、横断歩道の手前で一時停止しましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

オレンジ色の指定袋で

ペットボトルのリサイクル

市では、ペット

ボトルマークの付

いた製品をオレンジ

色の指定袋で資源物として回収しています。

ペットボトルを出す際は次の点に注意してください。

○キャップ・ラベルを外す

○汚れや油をきれいにすすぐ

○汚れや油を落としきれない物は可燃ごみとして出す

○ペットボトルをつぶす



PET

○プラスチック製のキャップとラベルは白色の指定袋に入れ、紙製の物は雑がみとして出す

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

所有者は早めに草刈りを

土地の適正管理

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりするなど、周囲に迷惑がかかります。また、通行の妨げや火災の原因となりかねません。空き地の所有者は早めに草を刈るなど、土地を適正に管理してください。

市では、草刈り機を無料(刈り刃と燃料は自己負担)で貸し出していますので利用してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

今月の納期限
7月1日(月)

市・県民税 (第1期)

※くわしくは納税課(☎20-1519)へ。

市役所で手続きできます

パスポートの
申請・交付

市では、パスポートの申請・交付窓口を開設しています。

申請できるのは、日本国籍を持ち、市に住民記録がある人、または県外に住民記録があり、学生や単身赴任などで継続的に市内に住んでいる人などです。

取り扱い業務

○新規・切り替え・記載事項変更などの申請と交付

本人確認書類

A 1点でよい物	マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード(写真付き)など
B 2点必要な物 (Aの書類を持っていない場合、①2点または①+②)	①保険証、年金証書(手帳)、介護保険証など ②学生証(写真付き)、公的機関が発行した資格証明書(写真付き)、母子健康手帳(中学生以下)など

○紛失・盗難・焼失の届け出

受付日時 月々金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後4時30分 交付は日曜日も行います

交付日 申請日から9日目(土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始を除く)以降

手数料 申請内容により異なる
必要書類(初めて申請する場合)

○一般旅券発給申請書・申請書は

市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で配布しています

○戸籍謄本(一通)：申請日前6カ月以内に発行された物(戸籍抄本は不可)

○写真(1枚)：サイズは縦45×横35ミリメートル(カラー・白黒どちらでも可)。無帽で正面を向き、背景のない6カ月以内に撮影した物。顔や頭の輪郭が隠れている、汚れ・傷があるなど、パスポートの写真として不適合な物は受け付けできません

○本人確認書類(上表の通り)

県外に住民記録があり、市内に居住している人は住民票(申請日前6カ月以内に発行された物)と市内に居住していることを証明する書類が必要です。

なお、切り替えや記載事項変更などの申請については、必要書類が異なりますので市民課(☎20・1525)へ問い合わせてください。

※くわしくは同課へ。

必ず受けてください

計量器の定期検査

市では、計量法に基づく計量器の定期検査を次の通り行います。

期日と会場

○7月9日(火)：JA成田市経済センター(宝田)

○7月10日(水)：大栄公民館

○7月11日(木)：下総支所

○7月12日(金)：成田市総合流通センター(飯仲)

○7月16日(火)：卸売市場(天神峰)

○7月17日(水)：保健福祉館

○7月18日(木)・19日(金)：市役所

時間 午前10時30分～正午(12日・16日は午前10時から)、午後1時～3時

対象 商店や工場など商業用に使用している計量器、病院・幼稚園・保育園などで証明用に使用している計量器(一般家庭で使用する物は除く)

手数料(1台当たり) 500円、3,600円

※これまでに検査を受けていない事務所などで検査に該当するか判断できない場合は、6月28日(金)までに商工振興企業立地課(☎20・1622)へ問い合わせてください。

※くわしくは同課へ。

工事費の3分の2を補助

崖地の整備

市では、擁壁を設けるなどの危険な崖地の整備に対して補助金を交付しています。

事前に手続きが必要ですので、土木課(市役所5階 ☎20・1550)に相談してください。

対象 次の2つに当てはまるもの(宅地造成事業や宅地分譲事業としての整備は除く)

○高さ(垂直)が3メートル以上で傾斜度が30度以上の自然の崖地
○崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのある崖地

補助額 工事費の3分の2(上限750万円)。騒音地域は工事費の90パーセント(上限1,125万円)

※くわしくは土木課へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容 防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語 日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法 右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール
配信サービス